第十四条中「工業等」を「産業」に、「工場用地等、共同流通業務施設」を「施設用地」に改め、同条を第十条とする。

第十五条中「工業等」を「産業」に改め、同条を第十一条とし、第十六条を第十二条とする。

第十七条中「工業等」を「産業」に改め、同条を第十三条とする。

第十八条第一項中「及び実施計画」を削り、「工業等」を「産業」に改め、同条第二項中「工業等」を「産業」に改め、同条を第十四条とする。

第十九条中「、厚生労働大臣及び国土交通大臣」を「及び厚生労働大臣」に改め、同条を第十五条とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にこの法律による改正前の農村地域工業等導入促進法（以下この条において「旧法」という。）の規定により定められ、又は変更された旧法第三条第一項の基本方針、旧法第四条第一項の基本計画及び旧法第五条第一項の実施計画（市町村が定め、又は変更したものに限る。）については、それぞれこの法律による改正後の農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（以下この条において「新法」という。）の規定により定められ、又は変更された新法第三条第一項の基本方針、新法第四条第一項の基本計画及び新法第五条第一項の実施計画とみなす。

（政令への委任）

第三条　前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（農地法及び沖縄振興特別措置法の一部改正）

第四条　次に掲げる法律の規定中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改める。

一　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）附則第二項第一号

二　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百十五条第一項

（地域再生法の一部改正）

第五条　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第十節　地域農林水産業振興施設整備計画の作成等（第十七条の二十六―第十七条の三十二）

第十一節　地域農林水産業振興施設整備計画の作成等（第十七条の二十六―第十七条の二十九）

第十二節　構造改革特別区域計画等の認定等の特例（第十七条の三十―第十七条の三十一）

第十三節　構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例（第十七条の二十九―第十七条の三十二）

第十四節　財産の処分の制限に係る承認の手続の特例（第十八条）」

を

「第十節　地域農林水産業振興施設整備計画の作成等（第十七条の二十六―第十七条の二十九）

第十一節　構造改革特別区域計画等の認定等の特例（第十七条の二十九―第十七条の三十）

第十二節　財産の処分の制限に係る承認の手続の特例（第十八条）」

に改める。

第四条第二項第四号中「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。

第五条第四項第四号中「第十四号」を「第十三号」に、「第十項」を「第九項」に改め、同項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とし、同項第十一号中「第十一項及び第十七条の三十」を「第十項及び第十七条の二十九」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号中「第十七条の三十二」を「第十七条の三十」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号中「第十七条の三十一」を「第十七条の二十九」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号を同項第十三号とし、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十一項中「第四項第十一号」を「第四項第十号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第十四項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条中第十六項を第十五項とし、第十七項を第十六項とし、同条第十八項中「第十六項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「第十六項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十八項とする。

第六条第一項中「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、同条第二項中「前条第十六項」を「前条第十五項」に、「同条第十八項」を「同条第十七項」に改める。

第六条の二第二項中「第五条第十五項」を「第五条第十五項」に改める。

第七条第一項中「第五条第十六項」を「第五条第十五項」に改め、同条第二項中「第十九項」を「第十八項」に改める。

第八条第一項中「第五条第十六項」を「第五条第十五項」に改める。

第十条第一項中「第五条第十六項各号」を「第五条第十五項各号」に改め、同条第四項中「第五条第十九項」を「第五条第十八項」に改める。

第十七条の二第一項中「第五条第十六項」を「第五条第十五項」に改める。

第十七条の七第二項中「第十七条の二十七第二項」を「第十七条の二十六第二項」に改める。

第十七条の十三第一項中「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。

第五章第十節を削る。

第十七条の二十七第三項第一号並びに第四項第二号及び第四号中「第五条第四項第十号」を「第五条第四項第九号」に改め、第五章第十一節中同条を第十七条の二十六とする。

第十七条の二十八第一項中「第五条第四項第十号」を「第五条第四項第九号」に改め、同条を第十七条の二十七とする。

第十七条の二十九中「第十七条の二十七第一項」を「第十七条の二十六第一項」に改め、同条を第十七条の二十八とする。

第五章第十一節を同章第十節とする。

第十七条の三十中「第五条第四項第十一号」を「第五条第四項第十号」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、第五章第十二節中同条を第十七条の二十九とする。

第十七条の三十一中「第五条第四項第十二号」を「第五条第四項第十一号」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、同条を第十七条の三十とする。

第十七条の三十二中「第五条第四項第十三号」を「第五条第四項第十二号」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、同条を第十七条の三十一とする。

第五章第十二節を同章第十一節とする。

第十八条中「第五条第四項第十四号」を「第五条第四項第十三号」に改める。

第五章第十三節を同章第十二節とする。

第二十五条第二号中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
国土交通大臣　石井　啓一

銀行法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年六月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三